

高第1207号
障第1250号
令和3年2月5日

各高齢者・障がい者
福祉サービス事業所・施設 設置者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長
障害福祉課長

感染発生施設に対する感染症対策専門家による感染対策指導のポイントについて

平素より、県の福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県内では、11月に県内初の入所施設でのクラスターが発生し、本日までに福祉施設関連で23件のクラスターが発生しております。

県では、入所施設で利用者に感染が発生し必要な場合には、感染発生施設に対し、速やかに感染症対策専門家の感染対策の指導を行っており、これまでに17回の指導を行っているところです。

この度、そうした感染症対策専門家による実際の施設指導において、感染症対策専門家が重点的に指導を行う内容や施設からよく質問を受ける内容などを、下記のとおり取りまとめましたので、各事業所・施設に送付いたします。

各事業所・施設におかれましては、感染発生時及び感染防止対策時の参考としていただき、更なる感染対策の強化を図っていただけますようお願いいたします。

記

○送付資料

別紙「感染症対策専門家による感染発生施設指導の指導ポイント」

- ・ 本資料は、感染症対策専門家である（一社）ぎふ総合健診センター所長・岐阜大学名誉教授の村上啓雄先生が、実際に感染発生施設に対してオンラインで指導を行った際の指導ポイントをとりまとめたものです。
- ・ 感染発生施設において、感染拡大を防ぐため、基本的な対応の考え方やゾーニングの考え方、日々のサービス提供における対策など、多岐に渡る内容となっておりますので、各事業所・施設での参考としてください。